

# 徳島県医師会会費賦課・入会金徴収・その他の規程

- 第1条 本規程は徳島県医師会定款第8条の規定によりこれを設ける。
- 第2条 本会経費にて不足を生じたときは、代議員会の決議を経て追加徴収することができる。
- 第3条 本会会員にして、疾病、高齢、その他特別の事由により、会費の賦課を不相当と認める者は、本人の申請と所属郡市医師会長の副申により、理事会の決議を経て第一会費を減免することができる。
2. 全免と減額の申請は、当該年度の1月末日までにしなければならない。
- 第4条 年度中途において入会した者、又は退会する者については、別に定める細則により会費を納入するものとし、既納の会費はこれを払い戻ししないものとする。
- 第5条 入会金の徴収及び免除については、別に定める細則によるものとし既納の入会金はこれを返戻しないものとする。
- 第6条 A①会員として入会する者は、細則に定める制度に加入するものとする。
- 第7条 上記の外、まぎらわしい問題が生じた場合は、その都度理事会に諮り決定し、執行するものとする。
- 第8条 日本医師会費は、日本医師会が定めた額を徴収し、別会計（預かり金勘定）で処理する。
- 附 則 1. 本規程は平成18年4月1日から施行する。  
2. 本規程は平成28年4月1日から施行する。

# 徳島県医師会会費賦課・入会金徴収・その他の規程細則

第 1 条 会員の種別を次の通りとする。

A① 会員：開業している管理者である会員及び新たに医療機関を開業しようとする場合の  
管理者 {日本医師会医師賠償責任保険（以下医賠責という）の加入者}

A②B会員：勤務している会員で医賠責に加入者

A②C会員：医師法に基づく研修医で医賠責に加入者

B 会 員：勤務している会員で医賠責に加入しない者（「医賠責保険除外申請書」提出を要す）

C 会 員：医師法に基づく研修医であって申請をした者（「医賠責保険除外申請書」提出を要す）  
なお、第一会費の免除を受けている会員を夫々A'①、A'②B、A'②C、A'、B'及びC'会員とする

第 2 条 会費は第一会費(個人会費)と第二会費(施設会費)とする。(徳島県医師会報購読料を含む)

第 3 条 第一会費の賦課額を次のとおりとする。

A① 会員、A②B会員、B 会 員：年額 18,000円

A②C会員、C 会 員：年額 5,500円

第 4 条 第二会費の賦課額を次の通りとする。

1. 診療所(有床、無床は問わない)1施設あたり月額16,000円とする。ただし、年間の診療報酬が、1,200万円に満たない医療機関は、前年(1月～12月分)の支払基金・国保連合会の年間支払調書(通知書)のコピーを添付して3月31日までに申請することにより、月額4,000円に減免する。

2. 病院(病床は問わない)1施設あたり月額21,000円とする。

3. 公的病院(診療所)および、これに準ずるものは、一病院(診療所)につき次の区分により徴収する。

(1) 200床以上 年額 230,000円

(2) 100床以上 年額 150,000円

(3) 100床未満 年額 90,000円

(4) 診 療 所 年額 50,000円

第 5 条 会費徴収方法

第一会費及び第4条の3、公的病院等の第二会費は3期に分ち、一期は4月末日、二期は8月末日、三期は12月末日までに徴収し、A①会員の第二会費は毎月徴収するものとする。

### 第一会費徴収方法

会員の種別	一期（４月～７月）	二期（８月～１１月）	三期（１２月～３月）
A①会員	６，０００円	６，０００円	６，０００円
A②B会員	６，０００円	６，０００円	６，０００円
A②C会員	２，０００円	２，０００円	１，５００円
B会員	６，０００円	６，０００円	６，０００円
C会員	２，０００円	２，０００円	１，５００円
A'①会員			
A'②B会員			
A'②C会員			
A'会員			
B'会員			
C'会員			

支払基金診療報酬の払込みをうける会員は、取引銀行預金口座より引き落とし徴収するものとする。

### 公的病院（診療所）の第二会費徴収方法

	一期（４月～７月）	二期（８月～１１月）	三期（１２月～３月）
２００床以上	８０，０００円	７５，０００円	７５，０００円
１００床以上	５０，０００円	５０，０００円	５０，０００円
１００床未満	３０，０００円	３０，０００円	３０，０００円
診療所	２０，０００円	１５，０００円	１５，０００円

第 6 条 勤務医並びに特別な事由により会費を診療報酬より差引かない旨を申し入れた場合は、告知書により納入するものとする。

第 7 条 年度中に会員の異動のあるときは、次の方法により会費を負担する。

(1) 入会の場合

7月末日までの入会者は会費の全額。

11月末日までの入会者は会費の2期、3期の額。

12月以降の入会者は会費の3期の額。

(2) 退会の場合

7月末日までの退会者は会費の1期の額。

11月末日までの退会者は会費の1期、2期の額。

12月以降の退会者は会費の全額。

第 8 条 1. 徴収規程第3条の高齢については、医師会に20年以上在籍し、かつ満80才に達する者は、満80才になる誕生日の属する期から、第一会費を免除するものとする。

2. 徴収規程第3条に定めるその他特別な事由については、次のとおりとする。

(1) 出産育児については、出産日の属する年度の翌年度1年間、第一会費を免除するものとする。

(2) 研修医については、初期臨床研修医（研修期間2年間）第一会費を免除するものとする。

第9条 会員より、中国四国医師会連合医学会費として、年額500円を徴収する。

第10条 本会に入会しようとする者（A①会員のみ）は入会金として1,000,000円を納入するものとする。

ただし、次の各事項に該当する場合は、あらためて入会金を徴収しない。

1. A①会員の配偶者、直系卑属・直系卑属の配偶者および兄弟・姉妹（但し血族に限る）が同一医療機関を継続する場合。

2. 養子が同一医療機関を継続する場合。

3. すでに入会金を納入している場合であって勤務医たる管理者の変更のとき。

4. 僻地医療機関を併設した場合。

第11条 A①会員として入会する者は、次の制度に加入するものとする。

1. 徳島県医師会プラスグループ生命共済制度。

2. 医師賠償責任保険（本県分）への加入。

3. 香典会。

付 則 1. 本細則は平成23年4月1日から施行する。

2. 本細則は平成28年4月1日から施行する。

3. 本細則は令和4年4月1日から施行する。

## 日本医師会会費の徴収方法

日本医師会の委嘱をうけて徳島県医師会が行うもので次の3期に区分して徴収します。

会員の種別	会費年額	第1期 (4月～7月)	第2期 (8月～11月)	第3期 (12月～3月)
A ① 会 員	126,000円	42,000円	42,000円	42,000円
A ② B 会 員	31歳以上 68,000円	22,000円	24,000円	22,000円
	30歳以下 39,000円	13,000円	13,000円	13,000円
A ② C 会 員	21,000円	7,000円	7,000円	7,000円
B 会 員	28,000円	9,000円	10,000円	9,000円
C 会 員	6,000円	2,000円	2,000円	2,000円
高齢減免を受ける会員 (医賠償保険加入)	A' ① 78,000円	26,000円	26,000円	26,000円
	A' ②B 52,000円	17,000円	18,000円	17,000円
疾病・出産育児の減免を受ける 会員 (医賠償保険加入)	A' ① 66,000円	22,000円	22,000円	22,000円
	A' ②B 31歳以上 40,000円	13,000円	14,000円	13,000円
	A' ②B 30歳以下 15,000円	5,000円	5,000円	5,000円
その他特別の事由により減免を 受ける会員 (医賠償保険加入)	A' ②C 15,000円	5,000円	5,000円	5,000円
その他特別の事由により 減免を受ける会員	C' 0円	0円	0円	0円

(注) 1. 会費の内、下記金額が日本医師会医師賠償責任保険料相当額です。

A ① 会 員 ・ A' ① 会 員	.....	66,000円
A ② B 会 員 ・ A' ② B 会 員	.....	31歳以上 40,000円
A ② B 会 員 ・ A' ② B 会 員	.....	30歳以下 11,000円
		【年齢は、4月1日現在】
A ② C 会 員 ・ A' ② C 会 員	.....	15,000円

2. 「その他特別の事由」には「研修医」が該当します。